

公募型プロポーザルの参加者の募集（公告）

業務委託について、公募型プロポーザルの参加者を募集するので、次のとおり公告する。

令和5年9月5日

長崎県精神医療センター院長 大塚 俊弘

1 趣旨

長崎県精神医療センターにおいて、患者給食業務を委託するにあたり、本業務の委託先の選定を公募型プロポーザルにより行う。

2 定義

この公告において公募型プロポーザルとは、本調達に関して、あらかじめ評価項目を定めたうえで、公募により提案書の提出を求め、企画提案内容を評価して最も優れた提案者を契約候補者として選定することをいう。

3 業務名

長崎県精神医療センター給食業務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

5 参加資格

以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 次の①から⑤までの事項について、長崎県病院企業団の競争入札資格と同等の資格を有すると認められる者であること。

① 年間売上高

② 営業年数

③ 従業員数

④ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

⑤ 営業に関し必要な許可、認可等の取得状況

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て中又は更正手続中でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

(6) 提出書類に虚偽の記載をしたり重要な事実の記載を欠いていないこと。

(7) 不正な手段を用いて本業務を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる等の行為をしないこと。

(8) 許可病床150床以上の病院における給食材料の調達及び献立表の作成を含む患者給食業務の受託実績を有するものであること。

(9) 財団法人医療関連サービス振興会の患者等給食業務に関するサービスマークの認定を受けていること、又

は、医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）第9条の10の基準を満たす者であること。

(10) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者。又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できるものであること。

6 参加資格を得るための申請の方法

参加を希望する者は、公募型プロポーザルの参加者の資格等の公告において定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

(1) 申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒856-0847 大村市西部町 1575 番地 2

(名称) 長崎県精神医療センター 総務課総務医事班

(電話) 0957-53-3103 (代表) (FAX) 0957-52-2401

(2) 申請の時期

令和5年9月8日から9月15日までとする。

7 手続き等

(1) 担当部局

(住所) 〒856-0847 大村市西部町 1575 番地 2

(名称) 長崎県精神医療センター 総務課総務医事班

(電話) 0957-53-3103 (代表) (FAX) 0957-52-2401

(2) 長崎県精神医療センター給食業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領及び長崎県精神医療センター給食業務委託仕様書の交付

上記(1)の場所で令和5年9月5日から9月15日まで（土日・祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで配布する。

(3) 参加申込書の提出

(提出場所) 上記(1)の担当部局とする。

(提出期限) 令和5年9月15日（金） 午後5時

(提出方法) 1部を持参又は郵送（書留郵便により、期限内必着のこと。）で行うこと。

(結果通知) 令和5年9月19日までに行う。

(4) 提案書の提出

(提出場所) 上記(1)の担当部局とする。

(提出期限) 令和5年9月26日（火） 午後5時

(提出部数) 8部（1部を正本とし、残りは複写で可）を持参又は郵送（書留郵便により、期限内必着のこと。）で行うこと。

(5) プレゼンテーション及び試食会の日時

後日通知する。なお、プレゼンテーション及び試食会に出席できないときは失格とする。

(6) 選定結果にかかる通知

プレゼンテーション及び試食会最終日から7日以内（土日・祝祭日を除く。）に行う。

8 その他

(1) 参加に必要な経費は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は変更及び返還を求めることができない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(3) 参加申込書及び添付資料並びに企画提案書及びその審査・選定に関する文書は、長崎県病院企業団情報公開条例の規定により開示請求があった場合、開示する場合がある。

(4) 詳細は、長崎県精神医療センター給食業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領及び長崎県精神医療センター給食業務委託仕様書による。